

宮古島市地域生活支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児(以下「障害者等」という。)の高齢化・重度化及び「親亡き後」に備えるとともに、障害者等が緊急時においても住み慣れた地域で安心して生活を継続するために実施する地域生活支援拠点事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「緊急時」とは、障害者等が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 常時介護する者の急病等の理由により、障害者等の安全が確保できず、一時的な保護が必要な場合
- (2) 虐待等により一時的な保護が必要な場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が一時的な保護が必要であると認める場合

(地域生活支援拠点等の機能)

第3条 地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能の全部又は一部を担うものとする。

- (1) 相談 緊急時の支援が必要な世帯に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所等を活用した緊急時受入体制の構築、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 地域移行支援及び親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な障害者等、行動障害を有

する障害者等又は高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能

(対象者)

第4条 事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 障害者等

(2) その他市長が特に必要と認めた者

(地域生活支援拠点等事業所の登録)

第5条 事業を実施する事業者は、第3条各号に掲げる機能の全部又は一部を担おうとするときは、宮古島市地域生活支援拠点等事業所（登録・変更・廃止）届出書（様式第1号）に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第41条に規定する運営規程（地域生活支援拠点等の機能を実施する事業者であることを規定していること。以下同じ。）を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出を行う事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

(1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設

(2) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者

(3) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者

(5) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者

3 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業を実施する事業所として登録を行い、宮古島市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録を行った事業者(以下「登録事業所」という。)を宮古島市地域生活支援拠点登録事業所リスト(様式第3号)に記載し、管理するものとする。

(登録の変更)

第6条 前条第3項の登録を受けた登録事業所は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに宮古島市地域生活支援拠点等事業所(登録・変更・廃止)届出書(様式第1号)に運営規程を添えて、市長に届け出なければならない。

(事業の廃止)

第7条 登録事業所は、事業を廃止するときは、宮古島市地域生活支援拠点等事業所(登録・変更・廃止)届出書(様式第1号)に運営規程を添えて、市長に届け出なければならない。

(個人情報の保護)

第8条 登録事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及び当該利用者の家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適切に取り扱うものとする。

(遵守事項)

第9条 登録事業所は、地域生活支援拠点に係る報酬の算定について、その趣旨や役割を十分に理解し、適切な運営を図るよう留意しなければならない。

2 登録事業所は、実施した事業内容を記録し、当該年度の翌年度から起算して5年間保存し、宮古島市から当該記録の提出の求めがあったときは、当該記録を提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。